

○茨城県私立専修学校の設置に関する要項

第1 趣 旨

専修学校の設置については、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

第2 授業時数

設置基準第4条に規定する夜間学科等で、1年間にわたる授業時数が800時間未満のものについては、修業年限を1年6月又は2年とし、総授業時数が800時間以上となるものでなければならない。

第3 授業時間

授業時間は、1単位時間50分とする。ただし、教育上支障のない場合は45分とすることができる。

第4 設置者

- 1 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。）は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。
 - (1) 成年被後見人及び被保佐人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
 - (3) 教育免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者
 - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 設置者は、当該専修学校の年間経常費予算の2分の1に相当する額以上を有する者でなければならない。

第5 校 長

校長は、教育に関する識見を有するとともに、5年以上次に掲げる職にあった者でなければならない。

- (1) 学校教育法第1条、同法第124条又は同法第134条第1項に規定する学校の長及び教員（常時勤務の者に限る。）の職
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下同じ。）の職
- (3) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）第1条の規定による改正前の学校教育法第94条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）第1条の規定による教員養成諸学校（以下「旧制の学校」という。）の長、教員又は事務職員の職
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員若しくは地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職
- (5) その他知事が適当と認める職

第6 教 員

- 1 設置基準第41条第6号に規定する同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校卒業程度以上を入学資格とする各種学校（修業年限1年以上のものに限る。以下同じ。）を卒業した後、学校、研究所等でその担当する教科に関する教育、研究又は技術に関する業務（以下「関連業務」という。）に従事した者であって、当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して6年以上となる者
 - (2) 担当する教科に関し、免許又は資格等を取得した後、それぞれ次に掲げる期間関連業務に従事した者
 - ア 大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては2年以上
 - イ 短期大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては4年以上
 - ウ 高等学校卒業程度の免許又は資格を取得した者にあつては6年以上
 - (3) 技術又は技能の修得を主とする分野にあつては、次に掲げる者
 - ア 当該技術又は技能に関する免許又は資格等を取得後、関連業務に9年以上従事した者
 - イ 専修学校又は各種学校を卒業した後、当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して9年以上となる者
 - (4) 次に掲げる者であつて、設置基準第41条第1号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、関連業務従事期間又は資格を有する者
 - ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者
 - (5) 医師、歯科医師、弁護士又は公認会計士
 - (6) 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）における、教授、助教授及び講師の資格に関する規定に該当する者
- 2 設置基準第42条第5号に規定する、同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 高等学校卒業程度以上を入学資格とする各種学校を卒業した後、学校、研究所等で関連業務に従事した者であつて、当該各種学校の修業年限と関連業務従事期間とを通算して4年以上となる者
 - (2) 担当する教科に関し、免許又は資格等を取得した後、それぞれ次に掲げる期間関連業務に従事した者
 - ア 大学卒業程度又は短期大学卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては2年以上
 - イ 高等学校卒業程度の免許又は資格等を取得した者にあつては4年以上
 - (3) 技術又は技能の修得を主とする分野にあつては、次に掲げる者
 - ア 当該技術又は技能に関する免許又は資格等を取得後、関連業務に7年以上従事した者

- イ 専修学校又は各種学校を卒業した後、当該修業年限と関連業務従事期間とを通算して7年以上となる者
 - (4) 次に掲げる者であつて、設置基準第42条第2号から第4号までの規定の各号に相当する修業年限、関連業務従事期間又は資格を有する者
 - ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者
 - (5) 大学設置基準、短期大学設置基準及び高等専門学校設置基準における助手の資格に関する規定に当該する者
- 3 設置基準第43条第3号に規定する同等以上の能力があると認められる者とは、次に掲げる者であつて設置基準第43条第2号の規定に相当する修業年限又は関連業務従事期間を有する者をいう。
- ア 外国の学校を卒業した者
 - イ 旧制の学校を卒業した者
 - ウ 学校教育法以外の法律に基づく教育施設等を卒業した者

第7 位置及び環境

設置基準第44条に規定する、教育上及び保健衛生上適切な位置及び環境とは、おおむね次に掲げるものをいう。

- (1) 校地の周囲付近の区域に当該専修学校の教育環境が著しく害されるおそれのある旅館、遊技場その他の施設がないこと。
- (2) 生徒の教育上及び保健衛生上著しく害がある騒音、ばい煙その他の影響をもたらす工場等の施設がないこと。

第8 設置認可に係る資産等の審査基準

専修学校の設置認可に係る資産等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置する専修学校の設備（賃貸借等によることが適当であると認められる設備を除く。）、校舎及び校地は、原則として負担付又は借用のものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合で、かつ、教育上支障がないときは、この限りでない。
 - ア 国又は地方公共団体から借用する場合
 - イ 国又は地方公共団体以外の者から借用する場合にあつては、20年以上の長期にわたり安定して使用できる保証がある場合
- (2) 設置基準第26条に規定する、適当な照明設備とは、その照度が黒板及び机上面において50ルクス以上測定されるものであるものとする。
- (3) 専修学校設置に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。ただし、日本私立学校振興・共済事業団が行う貸付を受ける場合であつて校舎建築費の2分の1の範囲内の額の借入金を充てる時は、この限りでない。
- (4) 専修学校の経営に必要な運用財産として、開設年度の経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費及び設備経費をいう。以下同じ。）の2分の1以上に相当する資金を保有すること。この場合において、当該運用財産の財源には、借入金その他の負債を充てないこと。

- (5) 設置経費及び前号に規定する運用財産は、原則として、認可申請時において、収納されていること。
- (6) 専修学校の経営については、毎年度の経常的支出に対し、授業料及び入学金等の経常的収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (7) 専修学校の完成年度（全学年の生徒等が在籍することとなる年度をいう。）までの各年度の経常的経費の財源には、原則として、借入金その他の負債を充てないこと。

付 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。